

野上交番

福山東警察署 084-927-0110



令和7年秋の全国交通安全運動の実施

運動期間:令和7年9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

歩行者の方へ

道路を横断するときは、横断歩 道を渡る、信号機のあるところで は、その信号に従うといった基本 的な交通ルールを遵守しましょう。

夕暮れ以降、散歩などで外出する際には、明るい目立つ衣服を心がけて、反射材用品を着用するほか、LEDライトを携行するなど、

ドライバーから 気付いてもらえ るよう工夫しまし ょう。



運転者の方へ

酒気を帯びているときは運転してはいけません。お酒を飲んだのが前夜であっても、翌朝の運転時までアルコールの影響を受けることがあることに注意しましょう。

夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。

スマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあります。運転中のスマートフォン等の使用は、交通事故を招く原因になるため、絶対にやめましょう

110番は緊急時専用の電話です。

広島県の令和6年中の110番通報件数は約27万件で、 約2分に1回の通報が入っています。

本当に必要な人のためにみんなで正しく使い分けましょう。

○ 110番と相談窓口の使い分け

緊急の事件・事故は迷わずに110番緊急ダイヤルへ。 緊急を要しない相談・問合せは、各警察署等に直接ご連 絡していただくか、警察本部に開設している各種相談窓口 をご利用ください。

○ いたずらは絶対にしないでください 真に必要な事件・事故の110番通報が受理できなくなるなど、業務の妨害になり、検挙されることがあります。

○ <u>携帯電話を利用される方へ</u> 運転をしながらの電話は、法律で禁止されています。 安全な場所に車を停めてから通報してください。

110番は緊急電話



いたずら電話や相談・問い合わせ等の電 話により、本来の緊急の事件事故の受付 ができなくなります。



または

自転車を利用される皆様へ

自転車の交通運気に対し

反則流告制度(青切行)卷踵闊

~令和8年4月1日から~

道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度(青切符)の導入について、令和8年4月1日から施行されることが決まりました。



反則通告制度(青切符)とは・・

道路交通法違反のうち、信号無視や 指定場所一時不停止など比較的軽微であ り、警察官が現認可能で定型的な違反を 対象に、違反者が反則金を納めれば刑事 罰を科さない制度です。

酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)で対応します。

また、反則通告制度は16歳以上の者を対象としております。

《主な違反と反則金額》

携帯電話使用(保持)	1万2千円
信号無視	6千円
通行区分違反(逆走等)	6千円
指定場所一時不停止	5千円
公安委員会遵守事項違反 (傘さし運転等)	5千円
並進、二人乗り	3千円

Q&A

- Q 自転車の全ての交通違反が検挙されるのですか?
- A 現状では警察官が自転車の交通違反を認知した際、警告に従わない場合や、 歩行者や他の車両に危険を及ぼした場合など、悪質・危険な違反に対して検挙 を行い、それ以外の違反については現場で指導警告を行っており、これは、青 切符の導入後も変わりません。
- Q 検挙された場合、運転免許停止などの処分がありますか?
- A 運転免許を有している者が自転車で交通違反した場合でも、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、その違反が酒気帯び運転やひき逃げなど特に悪質・危険な交通違反の場合、点数に関係なく運転免許の効力が停止されることがあります。